性犯罪規定改正に向けての一考察

田 中 亜紀子

- 目 次
- 1. はじめに
- 2. 現行刑法における性犯罪規定の問題点
- 3. 法制審議会の提言
- 4. おわりに

1. はじめに

2016年9月12日, 法務大臣の諮問機関「法制審議会」の刑事法(性犯罪関係)部会が、性犯罪の厳罰化に向けて刑法を改正する答申を金田勝年法務大臣に行った。答申を受けて法務省は、来年の国会に改正法案を提出する見通しであり、成立すれば明治時代の制定以来の大規模な改正となるという報道が行われた(1)。

これまで現行刑法の性犯罪規定に問題があることの指摘が行われてきたこと、裁判員として性犯罪に向き合った人の感想が報道で紹介され⁽²⁾、性犯罪被害者自身が自らの被害を語ること⁽³⁾を通じて性犯罪被害に対する世間一般の認識が深まってきたことなどを考えると、性犯罪被害の実態を踏まえた改正が行われる可能性がある今回の性犯罪規定改正の動きそのものは歓迎すべきであろう。ただ、他方において、何故今に至るまで十分な改正が行われなかったのか、また、今回の答申案を

踏まえた改正法案が現行の規定が抱える問題を克服し得たものになるのか、そもそも答申が示した厳罰化で性犯罪を抑止できるのかといったことについては、今後も問われ続ける必要がある。

以上の問題関心から本稿では、現行刑法の 性犯罪規定の問題を確認した上で、今回の法 制審議会の刑事法(性犯罪関係)部会の答申 内容を検討し、強姦罪をはじめとする性犯罪 の抑止と性犯罪被害者の救済ないし支援とい う観点から、今回の答申内容がどのような意 義を有するのか考察を行う。

なお,本稿は,2016年10月に行われた三 重大学人文学部公開ゼミ「『性犯罪厳罰化』 の内容を検討する」の解説である⁽⁴⁾。

2. 現行刑法における性犯罪規定の問 題点

2-1. 現行刑法制定当時の時代背景 現行刑法は1907(明治40)年に制定された。

強姦罪に対する法定刑が犯罪の実態に即して いない、すなわち軽すぎるという批判に際し て比較対象とされることの多い強盗罪は、明 治13年刑法および初期の現行刑法制定過程 においては、同様の法定刑(明治13年刑法 では軽懲役, 明治23年草案で3等有期懲役, そして明治35年改正案では3年以上の有期懲 役) であったが、その後、明治35年案に対 して修正が加えられた結果、法定刑が5年以 上の有期懲役となり、強姦罪よりも重罰化さ れた。他方、強姦罪については、特段の修正 意見も出されないまま明治35年改正案では3 年以上の有期懲役、しかし40年案では2年以 上と、刑の下限が引き下げられて可決した。 なお、強盗罪重罰化を提案した奥山政敬は、 「強盗ト云フモノハ最モ人ノ嫌ガル悪ムベキ 罪デゴザイマス. ソレヲ三年モ刑期ヲ引下ゲ ルト云フノハ穏当デナカラウト思ヒマスカ ラ,此「三年」ヲ「五年」ト改メタイ」と述 べた様に、強盗罪が最も人が嫌がる罪である ことを指摘し、他の委員からも同意を得てい るが、強姦罪についてはどのような発言が あったことすら確認できていない⁽⁵⁾。

強姦罪の法定刑の下限が十分な議論を経ないまま引き下げられた背景には、当時の帝国議会において、性犯罪について議論する必要性を認識していた議員がほとんどいなかったことが考えられる。それは、時代の限界とも言えようが、当時の立法および司法に女性が存在していなかったことも一因であろう。たとえば、女性へ参政権が与えられたのは1945年12月であり、最初の女性国会議員は1946年4月に誕生した。すなわち、現行刑法を審議した帝国議会に女性議員は存在していなかった。また、刑事司法に関しては、1933

年に弁護法が改正されたことを受けて1940年に女性弁護士が誕生したが、裁判官および警察官については戦後の1949年、警察官についても戦後の1946年に警視庁に女性警察官が誕生しており、現行刑法制定当時には刑事司法に女性は存在していない。もちろん、単に女性が存在していたからといって、女性が被害者となることを想定した強姦罪をはじめとする性犯罪規定に、被害者の視点や犯罪の実態にあった量刑が十分に行われるとは言えないが、少なくとも男女の一方が不存在のまま性犯罪規定の審議がなされたことを軽視するわけにはいかないだろう。

また、現行刑法は、1947年に廃止されるまで、「有夫ノ婦姦通シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス」、つまり既婚女性の婚外の性交渉を処罰しながらも、既婚男性の同様の行為は直ちには犯罪としない姦通罪を規定していた等、ジェンダー的に偏ったものであったことを考えれば、憲法で男女の平等が明言された戦後において、これまで性犯罪規定の見直しが積極的に行われなかったのは何故なのかということが改めて問われなければならない。

2-2. 戦後の性犯罪に関する改正

もちろん、戦後、性犯罪規定の見直しがなかったわけではない。今回の法制審議会におい性犯罪の非親告罪化が答申に含まれていたが、昭和33年には、複数の者による強姦罪などを親告罪の対象外とする改正(刑法第180条第2項)が行われている。その理由として、これらの行為が、「暴力的犯罪としての凶悪性が著しく強度でありまして、もはやその訴追を被害者の利益のみによって左右することは適当ではない」こと、また、「被害

者において内心その処罰を望んでいても、犯 人による報復を恐れて、告訴することをちゅ うちょしたり、あるいは告訴の取消しを余儀 なくされ. いわゆる泣き寝入りとなる場合も 多いと考えられる」ことが述べられている⁽⁶⁾。 前者では犯罪の凶悪性ゆえに被害者の告訴の 有無に左右されるわけにはいかないという秩 序維持の観点が、後者では親告罪とした場合 は報復を恐れた被害者が泣き寝入りを強いら れてしまうという被害者保護の観点が示され ていると考えられる。しかし、犯罪の凶悪性、 また、泣き寝入りに対する懸念のいずれにつ いても、複数者か単独犯かによって非親告罪 と親告罪を分ける十分な根拠となっていない。 また、平成16年には、大学生サークルに よる準強姦事件に対する世論の高まりなどを 受けて、性犯罪における厳罰化、すなわち、 強制わいせつ罪の法定刑の上限の引き上げ(7) 年以下の懲役を10年以下の懲役へ),強姦罪 の法定刑の下限の引き上げ(懲役2年3年へ) といった法定刑の見直しと、非親告罪である 集団強姦罪(第178条の2)の新設などが行 われた。そして、この改正に際しては、参議 院法務委員会で、「4 性的自由の侵害に係る 罰則の在り方については、被害の重大性等に かんがみ、さらに検討すること。」という附 帯決議が行われている。さらにその後、人を 死亡させた罪の公訴時効の延長等が行われた 平成22年の刑法および刑事訴訟法改正の際 においても,参議院法務委員会附帯決議とし て、「5 性犯罪については、被害者等の声を 十分に踏まえつつ, 罰則の在り方及び公訴時 効期間について更に検討すること。」が明記 された。

このように今回の法制審議会において性犯

罪既定が取り上げられた背景には、平成16年段階から、性犯罪の被害の実態を踏まえた 罰則の在り方を検討することが求められ続けてきたことが挙げられる。

2-3. 性犯罪規定の問題点

現行刑法制定後,一部性犯罪の非親告罪化, 法定刑の見直し,そして集団強姦罪の新設は 行われたものの,現行刑法の性犯罪規定およ びその実務には改善すべき点が今なお存在し ている。今回の性犯罪規定に関する答申がど のような意義を有するか考察する前提とし て,以下では,既に多くの研究者によって指 摘されてきた性犯罪規定に関する主な問題点 を確認する。

(1) 親告罪

強制わいせつ罪および強姦罪といった性犯罪は,加害者が複数である場合,あるいは被害者が傷を負った場合を除き,原則として,親告罪(告訴を訴訟条件とする犯罪)である。

刑法では、性犯罪以外にも、未成年者等拐取罪、名誉棄損罪、器物損壞罪などが親告罪とされている。親告罪の理由としては、被害者の名誉を守る、そして、プライバシーを保護するという理由と、被害が軽微であるという理由が挙げられており、性犯罪が親告罪である理由は前者によるとされている。しかし、親告罪によって被害者の名誉やプライバシーが守られているかと言えば、必ずしもそうとは言えない。つまり、告訴をしなければ、あるいは、告訴が取り消されたならば犯罪ではなくなるため、加害者側から被害者側への圧力が加えられてしまうことがあり、その際に名誉やプライバシーが侵害される危険性があ

る。また、被害者支援を行ってきた番弁護士 は、「親告罪であることから、加害者や弁護 人は何としても告訴を取り消させようと被害 者に示談を強要する事態がたびたび発生し. 被害者は、自分の意向によって刑事処罰の有 無が決まるというさらなる心的負担を背負わ される。(7)」という問題を指摘している。つ まり、刑事事件化するか否かの判断が被害者 に負わされていることによる心的負担が大き いという問題もある。また、先に、加害者が 複数である場合と被害者が傷を負った場合は 親告罪の対象外とされることを指摘したが、 傷害の有無によって親告罪・非親告罪の区別 することは、傷害を負わさなければ性犯罪は 軽微な犯罪であるという誤った印象を与える 危険性があると考えられる。以上のことから、 性犯罪は重大な侵害行為であることへの社会 的認識が深まった現在において、被害者の名 誉やプライバシーは、 親告罪か否かによって 守るべきではなく、司法過程を通じて別途配 慮するべきとする番弁護士の主張には替同せ
 ざるを得ない。

(2)「暴行・脅迫」要件

被害者が被害を訴えた場合であっても,事件の影響で精神状態が深刻であり,刑事事件としての事情聴取には耐えられない場合もある。また,証拠が乏しい,暴行・脅迫要件のハードルをクリアすることが難しいといった理由などから,被害者が告訴を行った場合であっても,裁判に至るものはそのうちの一部である。

第176条および177条の「暴行又は脅迫を 用いて」については、被害者の性的自己決定 権が侵害された、つまり、被害者の意に反し て性交渉が行われたことを示すために必要な 要件である。他方において、被害者および検 察側に求められる暴行・脅迫の事実や被害者 が抵抗した事実の立証が、必要以上に求めら れているという問題がある。

特に強姦罪の暴行・脅迫要件について、裁 判所は、「相手方の抗拒を著しく困難ならし める程度」(最判昭和24年5月10日)。 すな わち、被害者が抵抗できないほどの強度の暴 行・脅迫が必要だとしている。さらにその判 断については、「その暴行または脅迫の行為 は、単にそれのみを取り上げて観察すれば右 の程度に達しないと認められるようなもので あっても、その相手方の年令、性別、素行、 経歴等やそれがなされた時間、場所の四囲の 環境その他具体的事情の如何と相伴って、相 手方の抗拒を不能にし、又はこれらを著しく 困難ならしめるものであれば足りる」(最判 昭和33年6月6日)としている。これは暴行・ 脅迫の程度の相対化を示したものであるが. それでもなお、怖くて十分な抵抗ができな かった場合や、命の危険を感じて加害者のな すままに対応した場合は,「暴行・脅迫」要 件の適用外となり得る。

しかし、日常生活において見知らぬ人から、あるいは信頼していた人から、不意に暴行・脅迫が加えられるという場面において、すべての被害者がとっさに強い抵抗ができるとは限らない。むしろ多くの人にとっては不可能であろう。その意味において、被害者の抵抗の有無、そしてその抵抗を困難にするほどの強度の暴行・脅迫を性犯罪の成立に求めることは、被害の実態に即したものとは言えないと言わざるを得ない。また、暴行・脅迫要件を検討する際に当事者の具体的な事情を総合

して判断することは、裁判官の個人的な経験 則による判断が行われてしまう点⁽⁸⁾、そして 当該事件と直接関係ない事柄までを判断対象 に含めるという点で問題がある。この点につ いて、番弁護士は、「男性社会の誤った経験 則や事案と直接関係するとは思えない被害者 の属性等が判断に強い影響を与えることのな い様、心理学、行動科学といった科学的な判 断によって、被害者の言動や心理過程などを 検討する必要がある。⁽⁹⁾」と指摘しているが、 確かに、総合的に判断を行うのであれば、判 断を行う者がジェンダー・バイアスにとらわ れることがない様⁽¹⁰⁾、性犯罪被害者の実態 に関する最新の知識を常に取り入れる必要が ある。

(3) 二次被害

現行刑法の性犯罪規定の問題,そして,裁判における性犯罪の成立に関する問題の他に,さらに重要な問題として,二次被害の問題がある。

性犯罪の被害者は、男女を問わず、性犯罪に関する知識の乏しさ、あるいは誤った思い込み(いわゆる「強姦神話」)によって、周囲の人や援助者、そして捜査機関をはじめとする関係者から、傷つけられることがある。たとえばそれは、過去の交際関係、加害者が顔見知りである場合は交際程度や内容、事件にあった時の様子、抵抗の程度などを事細かに取り調べられることであったり、何度も同じことを質問されることであったり、被害にあったことを疑うような発言、あるいは被害に遭った原因が被害者にあったのではないかとする発言であったりする。さらに近年においてはインターネットの普及に伴い、被害に

関する書き込みが拡散するなど、プライバシーの侵害が深刻なものになっている。

二次被害については性犯罪規定の見直しに よって直接解決できる問題ではないことか ら、これからも継続的に社会全体の認識を改 めていく働きかけが必要である。

2-4. 実務における努力と限界

2000年以降の犯罪被害者保護に関する取り組みの中で、性犯罪被害者の取り扱いは、それ以前と比べるならば改善しつつある。それでもなお、保護を充実させる上での課題が残されている。以下では、性犯罪に関する実務における改善点および課題を確認する。

(1) 刑事手続きにおける被害者保護

2000年に制定された「犯罪被害者保護法」によって、①強姦罪等の告訴期間の撤廃、 ②法廷での被害者の精神的負担を軽減するための被害者への付添人制度、③ビデオリンク 方式が導入された。

①については、それまで半年であった告訴期間が撤廃されたことになるが、その理由は性犯罪被害者の精神的ダメージからの回復にはある程度の期間が必要であることへの認識が深まったことによる。また、②、③についても、被害者の精神的負担の軽減という目的から導入されたものであり、それ以前と比べると、被害者保護に関する制度が整備されたと評価できる。ただし、さらなる保護の充実のためには、当該事件に関係のない被害者の性行為については法廷で取り扱わないという原則を具体化したレイプ・シールド法(11)も導入すべきであろう。

その後、2007年「犯罪被害者等の権利利

益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を 改正する法律案」によって、刑事訴訟法第 290の2および3が追加され、刑事手続きに おいて犯罪被害者等の氏名等の情報を保護す るための制度が導入された。

被告人の防御権との関係で、被告人は、自 分がどの事件について起訴されているのか. 正確に知る必要がある。また、裁判は公開が 原則である。したがって、証拠書類などには 被害者を特定する情報を明記せざるを得ない が、被害者等を特定させることとなる事項を 公開の法廷で明らかにしないことができるよ うにしたものである。これによって、起訴状 の朗読を始め、被害者を特定する情報は読み 上げられることはない。また、起訴状記載事 項以外の被害者特定事項については被告人等 に知らせないことも可能になった。加害者か らの報復やプライバシーが侵害されることを 懸念する被害者にとって, 同制度は心強いも のであることは言うまでもないが、 法廷で弁 護士などが故意又は過失で被害者特定事項を 読み上げても直ちに処罰されることはないと いう問題はある。

(2) 裁判員裁判における現場の工夫

強盗強姦事件や強姦致傷事件など,一部性 犯罪は裁判員対象事件に含まれており,裁判 の「見える化」と被害者保護の両方に対する 工夫が裁判所に求められている。その一例と して,青森地裁で行われた強盗強姦事件では, ①被害者の名前を匿名にする,②被害者に関 する情報は一般傍聴者には知らせない,③詳 細な証拠は一般傍聴者向けビデオモニターに は示さず,裁判官および裁判員にのみ配布す るという工夫が行われた(12)。加えて,裁判 員選任に際しては、裁判員選任から漏れた候補者は守秘義務の対象外であることから、候補者から被害者のプライバシーが漏洩することを防ぐために、長崎地裁では、選任手続き時に被害者の名前を伏せ、住所も一部開示にとどめた。さらに、候補者全員に被害者を特定する事項を口外しないことや、メモしないことなどを要請した(13)。

このように被害者の負担軽減を目的とした 工夫が行われているが、それでもなお、性犯 罪被害者を支援するアジア女性資料センター の本山央子氏は、性犯罪被害者の心理状態へ の無理解から、裁判員裁判では二次被害が拡 大する恐れがあること、そして、「日本の刑 事司法制度そのものが性暴力被害に関しての 理解を欠いており、被害者保護にもっと目を 向けるべきだ」ということを指摘してい る(14)。この指摘に対しては、性犯罪の実態 に対する知識を社会全体で深めるとともに、 裁判員を含む関係者からの二次被害が行われ ない様、場合によっては性犯罪を裁判員裁判 の対象事件から除外する可能性も含めた検討 が必要であろう。

(3) そのほか

これ以外にも、被害者支援の充実という観点から、「「第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)⁽¹⁵⁾」には、今後の方向性として、①警察に届け出た場合、犯罪被害者基本計画に基づき、緊急避妊、人工妊娠中絶、初診料、診断書料、性感染症等の検査費用等が公費負担となること、②性犯罪被害者等に対する自立支援及び定着支援、③警察における性犯罪被害者に対するカウンセリングの充実、女性警察官の配置、④性犯罪被

害者に対する緊急避妊に関する情報提供, ⑤性犯罪被害者対応における看護師等の活 用,⑥ワンストップ支援センターの設置促進, などが盛り込まれている。

その中で⑥の、医療・福祉・司法等の必要 なサービスを1か所でまとめて提供する性暴 力被害者ワンストップ支援センターが, 近年, 各都道府県において設立されてきている。た とえば、三重県では、平成27年に「みえ性 暴力被害者支援センター よりこ(以下「よ りこ」)」を開設した。「よりこ」の $HP^{(16)}$ に よれば、提供できるサービスとして、被害者 のニーズに応じて、①医療機関紹介、②専門 の女性相談員・臨床心理士による面接相談. ③女性弁護士による法律相談, ④病院や警察 への付き添い支援、が、プライバシーを厳守 した上で行われることが示されている。「よ りこ」のサービスは、他府県のセンターと比 べて平均的なものだと考えられるが、女性相 談員の対応は男性被害者にとっては利用しや すいものであるのかといった問題。また、相 談時間が平日の10時~16時という限られた 時間帯であることから、現時点においては、 スタッフ確保の問題や一般の人々の認知度の 低さなどとあいまって、サービスを必要とす る人が、いつでも安心して利用できるものに はなり得ていない。

3. 法制審議会の提言

3-1. 法制審議会「刑事法(性犯罪関係) 部会」設置の背景

すでに確認した通り、明治40年に制定された現行刑法は、その後の部分改正によって、 一部性犯罪の非親告罪化や法定刑の見直しが 行われてきたが、構成要件そのものについて は、基本的に制定当時のままであった。これ に対して、性犯罪の実態に対応できていない のではないかという指摘が行われるようにな り、平成16年の刑法改正、そして平成22年 の刑法および刑事訴訟法の改正の際には、附 帯決議において、性犯罪の罰則の在り方につ いてさらに検討することが求められた⁽¹⁷⁾。 加えて、平成22年に政府が閣議決定した「第 3次男女共同参画基本計画」でも、女性に対 するあらゆる暴力の根絶に向けた施策の一環 として、強姦罪の見直しなど性犯罪に関する 罰則の在り方を検討することが掲げられてい た。そして、その中で親告罪であることの見 直しを検討する必要性が指摘されたことを受 け、平成26年10月、就任当初から性犯罪の 罰則の改正に意欲を示していた松島みどり法 務大臣(当時)は、大学教授や警察庁幹部、 弁護士、臨床心理士などで構成される有識者 による「性犯罪の罰則に関する検討会(以下 「検討会」)」(18)を法務省に設置した。

その後、①性犯罪の非親告罪化、②性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止、③配偶者間における強姦罪の成立、④強姦罪の主体等の拡大、⑤性交類似行為に関する構成要件の創設、⑥強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、⑦地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、⑧いわゆる性交同意年令の引き上げ、⑨性犯罪の法定刑の見直し、⑩刑法における性犯罪に関する条文の位置、を論点として、約9か月間にわたって行われた検討会は、平成27年8月に「『性犯罪の罰則に関する検討会』取りまとめ報告書(19)」において、①性犯罪の非親告罪化、④強姦罪の主体の拡大、⑤性交類似行為に関する構成

要件の創設, ⑦地位・関係性を利用した性的 行為に関する規定の創設, ⑨性犯罪の法定刑 の見直し等について, 法改正を要するとの意 見が多数であること⁽²⁰⁾を指摘した。

3-2. 法制審議会の諮問内容

報告書を踏まえ、平成27年10月、法務大臣から法制審議会に対し、「近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするための罰則の整備を早急に行う必要があると思われるので、別紙要綱(骨子)についてご意見を賜りたい。」とする諮問第101号(21)が発せられ、同日の法制審議会第175回において、「刑事法(性犯罪関係)部会」を設けることが決定された。

要綱(骨子)のポイントは、①強姦の罪の改正、②準強姦の対象行為および法定刑の下限を①と一致させること、③監護者であることによる影響力を利用したわいせつ行為及び性交等に係る罰則の新設、④親告罪規定の削除、⑤集団強姦等の罪及び集団強姦等致死傷の罪の廃止、⑥強制わいせつ等致死傷罪及び強姦等致死傷罪の改正、⑦強姦と強盗を同一機会に行った場合の罰則の整備の7点である。以下では、その概要(22)を確認する。

①強姦の罪 (第177条) の改正

処罰対象行為を「姦淫」から「性交等」へ 拡大すること、法定刑の下限3年から5年へ 引き上げることの2点が検討された。前者の 提案理由は、現行の第177条は、第176条に あたる行為の一部を特別に重く処罰する加重 類型であるが、姦淫行為以外でも、たとえば、 肛門性交および口淫は陰茎の体腔内への挿入 という濃厚な身体的接触を伴う性交渉を強い られる行為は、姦淫と同等の悪質性、重大性が認められること。また、自身の性的自己決定権を侵害され、かつ、身体的、精神的に重大な苦痛を伴う被害を受けることについては、性別による差はないことが挙げられている。現行の規定によれば、男性に対する性犯罪被害は強制わいせつ罪に該当するが、強制わいせつ罪は強姦罪よりも法定刑が軽いという問題があること、また、性犯罪の被害は自身の性的自己決定権が侵害されることであり、そこに性別の違いは影響しないとする姿勢を見せるためには、本改正は重要な意義があると考える。

また、後者の法定刑の引き上げについては、 近年の性犯罪の法定刑に関する意見や実際の 量刑状況を踏まえ、強姦罪の法定刑の下限を、 強盗罪や現住建造物等放火の罪と同様にする という趣旨であり、性犯罪の被害が深刻なも のであると立法的に認めるという点におい て、前者と同様に意義があると考えられる。

②準強姦の対象行為および法定刑の下限を① と一致させる

準強姦罪と強姦罪とは、強姦罪とは、行為の手段や方法が異なるが、罪質が同様であるため、今回の①の改正に合わせるという趣旨であり、現行刑法においても、「前条の例による」、すなわち、強姦罪と同様の刑が予定されていることから、今回の改正案において強姦罪の法定刑の下限を引き上げるのであれば、準強姦罪の法定刑も同様に引き上げることは妥当であろう。

③監護者であることによる影響力を利用した わいせつ行為及び性交等に係る罰則の新設 従来,「被害者の意思に反して行われる親 子間の性交」は、強姦罪ではなく児童福祉法 違反等で対処してきた。しかしながら、被害 者の意思に反して行われる性交ないし性交類 似行為等の中には、暴行又は脅迫を用いるこ となく、かつ、心神喪失又は抗拒不能に乗じ るものでなかったとしても、現行法の強姦や 強制わいせつにあたる行為と同様に悪質であ り、同等の当罰性があるものが存在すると考 えられることから提案がなされた。

なお、ここでいう「監護者」とは、民法の 親権者を想定しているが、法律上の監護権に 基づくものでなくても、事実上、現に18歳 未満の者を監督し保護する関係にあれば「現 に監護する」ものとするとされた。

たとえば親から一定期間継続して性的虐待 が行われた場合、被虐待者が自分の性的自己 決定権を侵害されていることに気が付くまで に時間がかかり、自分が被害者であることを 認識した時点では性的虐待が日常化してし まっており、その段階から抵抗することは難 しい、ということは推測できる。あるいは、 日々の生活を送る上で圧倒的な影響力を有す る監護者に対して、被監護者が強く抵抗する ことができないことを利用して、監護者が被 監護者の意に反した性的行為を強いることは 無いとは言えない。その場合、 性被害が生じ ているにもかかわらず、従来の規定では性犯 罪を成立させることができない問題を解決す るために、新たな性犯罪を規定することは重 要な意義を有する。

④親告罪(第180条)規定の削除

性犯罪の中で、現在親告罪とされている犯罪、そしてそれ以外にも、現行で親告罪とされているわいせつ目的及び結婚目的の略取・誘拐の罪⁽²³⁾に関する親告罪規定を削除するものであり、その理由は、性犯罪に関する問題点として指摘されてきた通り、親告罪であるがために、告訴するか否かをめぐって被害者に精神的負担を生じさせている問題を解決するためである。

⑤集団強姦等の罪及び集団強姦等致死傷の罪 (第178条の2および第181条3項)の廃止

この2罪を廃止する理由は、強姦罪の法定 刑の下限を懲役5年、強姦等致死傷の罪の下 限を懲役6年とすることで、現行の集団強姦 等の罪および集団強姦等致死傷の罪の法定刑 の下限以上となることから、強姦罪と集団強 姦罪を条文として区別しなくても、引き上げ られた法定刑の範囲内で量刑上考慮すること が可能となったためであると説明されている。

⑥強制わいせつ等致死傷罪及び強姦等致死傷 罪(第181条1項及び2項)の改正

強姦罪の処罰対象行為の拡大等に対応させること、そして、強姦等致死傷罪の法定刑(「無期又は5年以上の懲役」の下限を「懲役6年」へ)の引き上げを内容とする改正案である。

⑦強姦と強盗を同一機会に行った場合の罰則 の整備

同一の機会において強姦行為と強盗行為を した場合,現行法の強盗強姦罪と同様の法定 刑」で対応できるようにする修正である。

現行法では、強盗の際に強姦を行った場合

は、無期又は7年以上の懲役刑を法定刑とする強盗強姦罪(241条前段)となるが、強姦犯人が強盗を行った場合には「強盗強姦罪」の対象外である。そのため、後者に対しては、強姦罪と強盗罪の併合罪となり、処断刑は5年以上30年以下の懲役、つまり強盗強姦罪よりも軽い刑となっている。このような問題に対して、同じ機会にそれぞれ単独でなされてもなお悪質な行為である強盗行為と強姦行為の双方を行うことの悪質性、重大性に注目し、後者、つまり、強姦と強盗を同一機会に行った場合についても、強盗強姦罪と同様の刑をもって処罰するための整備である。

以上の7点中,特に大きな修正点は,①強 姦罪の処罰対象行為の拡大,②監護者である ことによる影響力を利用したわいせつ行為及 び性交等に係る罰則の新設,そして,③親告 罪規定の削除であろう。

3-3. 主な改正点(案)

第1回会議から約7か月を経た、平成28年6月16日の第7回会議において、修正案の審議が行われ、事務当局作成の要綱(骨子)修正案を部会の意見として、法制審議会(総会)に報告することが決定された⁽²⁴⁾。その内容は、①強姦の罪の改正、②準強姦の罪の改正、③監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設、④強姦の罪等の非親告罪化、⑤集団強姦等の罪及び同罪に係る強姦等致死傷の罪の廃止、⑥強制わいせつ等致死傷及び強姦等致死傷の各罪の改正、⑦強盗強姦及び同致死の罪並びに強盗強姦未遂罪の改正であり、原案に対して、要件等をより明確にする表現へ

の修正、あるいは、経過措置に関する文言を追加するなどの修正が行われたものの、諮問にかけられた要綱(骨子)案からかけ離れたものではなかった。この修正案は、平成28年9月12日に開催された法制審議会第177回会議において、原案どおり採択され、直ちに法務大臣に答申することとされたが、以下では同会議において刑事法(性犯罪関係)部会長が行った報告(25)に基づき、特に①③④を取り上げて、その意味するところを確認する。

①強姦の罪の改正

「女子」に対する「姦淫」のみを対象として、強制わいせつ罪よりも重く処罰するものとしている現行法の強姦罪に対して、処罰対象となる行為を拡張し、法定刑の下限を懲役3年から5年に引き上げた。

前者の、処罰対象行為を「性交、肛門性交 又は口腔性交」と拡張した点については、「口 腔性交」を含めることに反対する意見は見ら れたが、被害の重大さ、そして、体内への陰 茎の挿入を伴う濃厚な性的経験の共有を強い られる点において、性交とそれ以外の性的類 似行為を区別する合理性に乏しいとして、含 めることに賛成する意見が多数を占めた。た だし、今回の拡大対象に、性器以外の指や物 を挿入する行為は見送られている。

後者についても、引き上げる理由が乏しいとして反対する意見は見られたが、近年の量 刑傾向や、「実際に科すことのできる刑の幅 を決めているだけでなく、それぞれの犯罪あ るいは被害法益に対する評価を示すという意 義」、すなわち、性犯罪は重大な犯罪である ことを法定刑によって示す意義があるとし て、引き上げに賛成する意見が多数を占めた。 ③監護者であることによる影響力があること に乗じたわいせつな行為又は性交等に係る 罪の新設

この罪を新設することに対しては、現行法 の準強姦罪等での対処が可能であり、新設に は及ばないとする意見も出されたが、行為者 との日常生活の中で性的関係が常態化してい る事案をはじめとする被害の実態を踏まえ、 行為者による明確な暴行や脅迫はなく、かつ、 個別の性交等について抗拒不能にも該当しな い場合が多いことから、刑法の性犯罪として 処罰されていないものの、強姦罪および準強 姦罪等と同様に性的自由を侵害していること は明らかであることから、当該行為を性犯罪 として刑法に規定することに賛成する意見が 多数を占めた。

なお、この罪については、主体の範囲について、監護者に限らず、監護者以外の親族や教師、スポーツの指導者も主体に含めるべきではないかという意見が出されている。しかしながら、主体の範囲拡大に対しては、強姦罪および準強姦罪と同様の性的自由を侵害する行為という観点から慎重であるべきだとして、被害者が精神的・経済的に全面的に依存しており、その影響力が類型的に強いと評価できる監護者に限定するのが適切であるなどとする意見も見られたことから、「18歳未満の者を現に監護する者」に限定された。

④強姦の罪等の非親告罪化

被害者の利益を守るためにその意思を尊重 する親告罪を廃止する点については、反対意 見もあった。しかし、ヒアリング等の結果に より、被害者にとって告訴するか否かの判断 を迫られることが心理的な負担になっている という実態があり、親告罪であることがか えって被害者の負担となっている場合がある こと、また、現在は刑事訴訟法の改正等によ り被害者のプライバシー保護が図られるよう になり、親告罪であることとプライバシー保 護等との関連性は既に薄れているなどの意見 があり、非親告罪化に賛成する意見が多数を 占めた。

非親告罪化によって、被害者に悪影響が生じる懸念に対しては、現行法で非親告罪とされている強姦致傷等の罪についても、起訴するか否かの判断に際して被害者の意思を丁寧に確認していることから、強姦罪等を非親告罪化した場合にも、被害者の意思を最大限尊重するなど、実務での運用によって適切に対応することが可能であると説明されている。しかしながら、適切な対応が可能である、という判断にとどまらず、刑事司法関係者による二次被害が発生しない様、運用上のさらなる努力および注意が必要であろう。

3-4. 提言に対する評価

(1) 日本弁護士連合会の意見

性犯罪に関する法制審議会の答申内容に対する弁護士会の反応については、答申案の段階であった8月の時点で、兵庫県弁護士会の弁護士19名が、賛同の意見書を法務大臣に提出したという記事⁽²⁶⁾を見ることができる。ここでは、現行法は被害の実態からずれているとして、答申案に賛同を示すと同時に、被害者の名前や住所が加害者へ知られないようにする法整備も求めている。

他方において、日本弁護士連合会が、答申が出された3日後の9月15日に取りまとめ、同月27日付けで法務大臣、衆参両議院議長、

衆参法務委員会理事・委員及び各政党宛てに 提出した「性犯罪の罰則整備に関する意見 書」⁽²⁷⁾では、強姦罪等の性犯罪が、被害者に 多大なる肉体的及び精神的なダメージを与 え、被害者の人格や尊厳を著しく侵害する犯 罪であることから、今回の性犯罪に関する罰 則の改正への姿勢そのものについては、性犯 罪による被害が深刻であることを示すもので あり、日本弁護士連合会として被害の深刻さ 自体に異論を述べるものではないとしながら も、処罰対象行為の拡大および厳罰化への警 戒から、以下の2点につき、修正を求めている。

すなわちそれは、①現行刑法第177条の処罰対象行為を拡大することおよび法定刑の下限を引き上げた点に対して、「姦淫」に該当する以外の行為類型(肛門性交及び口腔性交)については、「姦淫」とは異なる刑罰にすべきである、つまり、法定刑の下限を懲役5年とするべきではなく、現行刑法第177条と同様に懲役3年にとどめるべきであること、そして、②監護者であることによる影響力があることに乗じたわいせつな行為又は性交等に係る罪の新設に対しては、その処罰対象行為を、「被監護者の意思に反する行為」のみに限定するべきであり、その旨を条文に明記することである。

①の理由としては「二重の重罰化」を挙げている。つまり、強制わいせつ罪の処罰対象行為であった姦淫以外の行為類型(肛門性交及び口腔性交)については、第1に第177条に取り込まれるという点での重罰化、第2に今回の法定刑の引き上げにともなう重罰化と、二重の重罰化が行われることになることへの懸念である。従来、強姦罪を強制わいせつ罪の加重類型として来た理由は、侵襲性や

妊娠の危険という意味で他の性的行為と異なる特別の意味がある等の指摘がなされてきており、性的自己決定権を侵害される行為という点においては共通するものの、姦淫とそれ以外の行為類型(肛門性交及び口腔性交)は可罰性に差があるのではないか、その差に注目するならば、法定刑の下限に区別が必要ではないかとする主張である。

確かに. 肛門性交及び口腔性交については. 第177条による処罰対象行為になり、また、 同条の法定刑の下限が3年から5年に引き上 げられることによる二重の重罰化となること は否定できない。他方において、第176条と 第177条の処罰対象の区別は、現行刑法制定 時において、被害者個人の法益侵害よりも社 会全体の性風俗の維持が重視されていたこ と、また、性犯罪の被害によって被害者が妊 娠する可能性を重視したことによるものと考 えられるが、その理由は、被害者個人の性的 自己決定権が侵害されたことを重視すべきで あるとする現代社会には既に合致しないもの になっていると言わざるを得ない。同様に. 性的自己決定権からは、男性被害者の受けた 性被害を女性被害者よりも軽いものとみなす 理由はないことから、男性被害者も女性被害 者も, 濃厚な性的経験の共有を強いられこと に差を設けるべきではなく、その意味におい ても、二重の重罰化を理由として、従来の処 罰対象行為と今回対象に含まれることになっ た行為との間に法定刑の下限を区別する必然 性はないと考えられる。

②は、性的虐待事案などにおいて、事件と して日時場所が特定できる性交等の場面だけ を見ると、暴行脅迫が用いられたとは言えな いため、現行法の強姦罪や強制わいせつ罪で は処罰できていない事件があることから、当 該規定の新設について異議を唱えるものでは ない。しかしながら、自由意思に基づく性交 を処罰することは、国家による過度の干渉響 ある。また、要綱(骨子)の規定で、「影響 力があることに乗じた」場合を処罰するとして と被監護者であれば「影響力があることに乗 じた」ものと推認されてしまうこと、そして その場合、「影響力があることに乗じた」と の推認を覆す防御活動は事実上極めて困難に なることからも、「被監護者の意思に反する 行為のみが処罰対象となること」に限定し、 かつその旨条文中に明記する必要があるとす る主張である。

この点についても、確かに、監護者と被監 護者の間に性行為があったことが立証された 場合、監護者から被監護者への影響力が皆無 であることはあり得ないため、仮に両者が自 由意思に基づく性行為を行った場合でも処罰 されることになる。他方、法制審議会におい て、被害者に寄り添ってきた臨床心理士や弁 護士から、「その人の将来に対する影響力が 非常に強い関係性においては、意思決定が非 常に困難であり、また不同意を示すというこ とも大変難しいということ(28)」、「子供の振る 舞いを見ていて、子供の方から誘っているよ うに見えていること自体が影響力の行使下の 行為であるということを、 大人は知っておか なければいけないのではないか⁽²⁹⁾」といっ た発言が行われていたことを踏まえると、被 害者の性的自己決定権を守るという点で、「被 監護者の意思に反する行為のみが処罰対象と なること」を条文中に明記することは、被害 者となった被監護者を救済できなくなる可能

性が高まることから、やはり妥当ではないと 考える。

(2) 性犯罪被害者支援団体

性犯罪被害者団体の一つ,「性暴力と刑法を考える当事者の会⁽³⁰⁾」は,法制審議会に対して要望書を出し,またヒアリングで意見を述べることを通じて,性暴力被害の現場からの声を届けた団体である。当団体は,不十分とはいえ,性犯罪の実態を反映させようとした今回の答申を支持しており,先の日本弁護士連合会「性犯罪の罰則整備に関する意見書」((1)の①②)に対して反対意見を表明している。

①に反対する理由は、被害者にとっては、 口腔性交も肛門性交も膣性交も、身体的境界 線を踏み越えられて侵襲されたということに 変わりはなく、部位の違いを問う意味はない ためである。また、②に反対する理由は、「監 護者と被監護者」等、被害者と加害者が顔見 知りである場合、明確な「支配―被支 配関係」 がなくとも. 加害者と被害者には力関係があ り、また、「親密圏」という関係性の中で性犯 罪が行われる場合、被監護者が監護者の意思 に反する言動をとることは、極めて困難であ るという実態を踏まえ、被監護者の「意に反 する」ことが明らかな場合のみ犯罪が成立す ると規定することは、性犯罪の実態に即して いないためである。以上の、「性犯罪の罰則整 備に関する意見書」における修正要望点への 反対意見は、性犯罪の実態および被害者の考 えを強く反映したものであり、いずれもそれ なりの説得力を有するものであると言えよう。

(3) 私見

現行刑法に集団強姦罪が新設された平成 16年の刑法改正から10年以上を経てようや く法制審議会における性犯罪既定の見直しに 関する答申に至った。被害実態を知る人、そ して女性を含む有識者による意見が交わされ た検討会および法制審議会を経た今回の答申 は、特に、①被害者が男性か女性かで成立す る犯罪が異なり、また、性的侵襲を受けた部 分によって刑罰に差があったことを克服する ことになる. 強姦罪としての処罰行為の拡 大⁽³¹⁾, ②被害者の心情に沿うものとされな がら、実際には被害者を苦しめることもあっ た. 親告するか否かの判断から被害者を解放 することになる非親告罪化、そして、③親か ら子への性的虐待のような監護者による性加 害を処罰する規定の新設といった点で、性犯 罪被害者の救済が今まで以上に実現する可能 性を有しており、大きな意義を有することは 言うまでもない。今期国会では、衆参両院の 議院運営委員会理事会によって性犯罪規定の 見直しを含む64本の法案を提出する方針が 示されている⁽³²⁾が、その中には国民それぞ れの権利や自由を侵害するおそれがあること から慎重な検討が必要である法案も含まれて いる。しかしながら、今回の見直し法案が、 国民の注意を逸らすために用いられるのでは なく. これまで性犯罪に関して十分に対応で きなかった問題を克服するためのものとして 成立することを心から期待したい。

また、従来の規定において、性犯罪の成立 を阻んできた「暴行・脅迫要件」および配偶 者間の性犯罪が今回の答申の対象となってい ないといった問題がなおも残されている様 に、今回の改正内容で十分とするのではなく、 今後も社会の変化に対応した既定の見直しが 適宜行われる必要がある。さらに、今回の答 申内容が実現した際には、性被害者が刑事手 続きなどで二次被害などを受けないようにす る制度設計⁽³³⁾、そして、被害者が必要な時 に適切な支援を受けることができるような機 関の整備⁽³⁴⁾が行われるとともに、制度など が機能不全に陥ることのない様、絶えず検証 する必要があるだろう。

また、法制審議会において、要綱(骨子) 全体に対する意見として、井田氏は、「現行 の刑法典の強姦罪、強制わいせつ罪の処罰規 定は、1908年、明治41年に施行されて以来、 基本的にはそのまま今日まで維持されていま す。既に100年以上の時間が経過しており、 この間の時代状況の変化、社会意識の変化と いうものに鑑みれば、これはその事実からだ けでもかなり根本的な手直しが必要ではない かという推測が働くと思われます。」「諸外国 では1970年代以降に大幅な改正が行われて おり、日本の性犯罪の処罰規定は国際水準か ら取り残されたものになっていないか⁽³⁵⁾。」 と述べているが、今後も犯罪の実態や被害者 の声を反映させた法改正が行われるために は、日本国憲法施行後、あるいは国外で性犯 罪に関する規定の大幅な改正が行われた 1970年代以降. 今に至るまで. 何故性犯罪 規定の見直しが十分に行われてこなかったの か、何が見直しを阻んできたのかについて. 問い続ける必要があるのではないだろうか。

4. おわりに一性犯罪対策には何が必要なのか

今回検討されている性犯罪既定の改正に関

しては、検討会および法制審議会の議論を通 じて性犯罪に対する問題の現状を再確認する きっかけとなったこと、従来の規定では救済 できていなかった人に対する法的救済の間口 を広げたこと、そして、今回の改正に関連し て刑事司法における性犯罪被害者に関する取 り組みが促進することが期待できることなど から、 答申を踏まえた改正が実現することを 期待したい。しかしながら、法律に犯罪対策 の全てを期待することはできない。法律、そ の中でも特に刑法ができることは、今回のよ うに新たな処罰対象行為を規定することで当 該行為が社会的に許されない犯罪であること を示すこと、また法定刑の引き上げなどを通 じてその犯罪が重大なものであることを示す ことであるが、そのことが直ちに性犯罪減少 につながるとは限らない。性犯罪規定の改正 が行われたとしても、 なおも刑事手続き全体 で被害者保護および支援を行う必要性、ある いは法整備だけでは済まない問題が残されて いる。その課題の一つが、性犯罪および性犯 罪被害者の二次被害を生む原因の一つであ る、性犯罪に甘い社会(36)に対する働きかけ であろう。女子学生の20パーセント以上が 在学中に性的暴行の被害に遭うと言われてお り、キャンパスレイプが深刻な社会問題と なっているアメリカでは、 国が対策に乗り出 しており、2014年には性的暴行に対する一 人ひとりの意識を向上させることで、犯罪を 撲滅しようとする「It's On Us (わたしたち の責任だ)」キャンペーンを開始した。その ようなアメリカにおいても、被害者に対する 非難や中傷。被害者の自己非難。加害者の罪 の意識の欠如、スポーツ選手(日本において は有名大学の学生)の特権意識。世間の偏見

などにより、性犯罪の被害者が少なからず存在している⁽³⁷⁾。

加害者がいなければ、その犯罪によって苦しむ被害者は存在しない。性犯罪の被害者を無くすためには、潜在的な性犯罪被害者と見なされることの多い女性への防犯意識を求めるという,万一被害に遭った場合に被害者の自己非難を導いてしまう可能性が高い対策で満足するのではなく、教育などの場を通じて、社会の構成員それぞれの性にかかわる認識や他者を尊重するといった意識に我慢強く働きかけていかなければならない。

注

- (1) 「法制審,性犯罪の厳罰化を答申「親告罪」から除外も」朝日新聞2016年9月13日朝刊。
- (2) 「(心の殺人 性犯罪を裁く:1) 被害女性の思いくむ 市民感覚反映し厳罰化 /青森県」朝日新聞2013年5月16日朝刊。
- (3) 小林美佳『性犯罪被害にあうということ』朝日 新聞出版2008年。同『性犯罪被害とたたかうと いうこと』朝日新聞出版2010年など。
- (4) 公開ゼミ受講者から、性犯罪のわかりづらさ、 性犯罪の実態を知る機会の乏しさ、また、日本社 会そのものに性犯罪を誘っているようなところあ るのではないか、といった指摘を受けた。
- (5) 白石玲子「日本近代刑事法におけるジェンダー」 (三成美保編『ジェンダーの比較法史学―近代法 秩序の再検討』大阪大学出版会,2006年)244・ 245ページ。
- (6) 昭和33年3月25日衆議院法務委員会提案理由 補足説明。
- (7) 番敦子「被害者支援の立場からみた刑事法の問題点」(『ジェンダーと法』No. 13, 2016年) 88ページ。
- (8) 谷田川知恵「性暴力と刑法」(ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版株式会社,2012年)185ページ。

- (9) 番敦子「被害者支援の立場からみた刑事法の問題点」(『ジェンダーと法』No. 13, 2016年) 90ページ。
- (10) 谷田川知恵「性暴力と刑法」(ジェンダー法学会編『講座 ジェンダーと法 第3巻 暴力からの解放』日本加除出版株式会社,2012年)189-192ページ。
- (11) レイプ・シールド法については、伊藤睦「刑事手続きにおける性犯罪被害者の権利―アメリカにおけるレイブ・シールド法をめぐる議論を手がかりとして」(辻村みよ子監修『ジェンダー法・政策研究叢書 第5巻 セクシュアリティと法』東北大学出版会、2006年)をはじめとする研究によって紹介されている。
- (12) 「性犯罪初の裁判員裁判開廷 被害者に配慮, 匿名に」朝日新聞デジタル2009年9月2日。
- (13) 「性犯罪 被害者の保護が課題 情報漏れなど 二次被害の懸念 県内初の裁判員裁判」西日本新 聞電子版, 2009年11月18日長崎県。
- (14) 同上。
- (15) 「第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年 4月1日 閣議決定)」https://www.npa.go.jp/ hanzaihigai/pdf/info280401-dai3keikaku.pdf
- (16) http://yorico.sub.jp/
- (17) 藤乗一道「性犯罪の罰則の在り方の見直しについて」(『立法と調査』No. 373, 2016年) 23-24ページ
- (18) 12人中8人が女性という点は,現行刑法制定時を思えば格段の進歩である。
- (19) http://www.moj.go.jp/content/001162249.pdf
- (20) 藤乗一道「性犯罪の罰則の在り方の見直しについて」(『立法と調査』No. 373, 2016年) 24-25ページ。
- (21) http://www.moj.go.jp/content/001162242.pdf(平成28.12.12 最終アクセス)
- (22) 法制審議会—刑事法(性犯罪関係)部会第1 回会議(平成27年11月2日) http://www.moj. go.jp/keiji1/keiji12_00122.html
- (23) 親告罪規定の削除とともにさらに親告罪が前提 となっている略取・誘拐等の犯人と被害者とが結 婚した場合における告訴の効力に関する特例を定

- める同法229条ただし書きの削除も提案されていた。
- (24) 法制審議会—刑事法(性犯罪関係)部会第7 回会議(平成28年6月16日)http://www.moj. go.jp/keiji12_00136.html
- (25) 法制審議会第177回会議(平成28年9月12日開催) http://www.moj.go.jp/shingi1/shingi03500027.html
- (26) 「性犯罪厳罰化へ弁護士ら賛同意見書/兵庫県」 朝日新聞2016年8月14日朝刊。
- 27 日本弁護士連合会「性犯罪の罰則整備に関する意見書」http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2016/opinion_160915_4.pdf (平成28.12.12最終アクセス)
- (28) 法制審議会一刑事法(性犯罪関係)部会第3回(平成27年12月16日)斎藤氏(臨床心理士)発言。
- (29) 法制審議会—刑事法(性犯罪関係)部会第3回(平成27年12月16日)角田氏(弁護士)発言。
- (30) 性暴力と刑法を考える当事者の会http://saandcliminallaw15.jimdo.com/
- (31) 強姦罪の処罰行為の拡大に際しては、名称を変更する必要があるのではないかという指摘も行われていたが、法務省は性犯罪を厳罰化する刑法改正に伴い、強姦罪の名称を「強制性交等罪」に変更する方針を固めた。(「<刑法改正>「強姦」を「強制性交等罪」に変更へ性差解消」毎日新聞2017年1月21日)
- (32) 「政府,通常国会に64法案 「共謀罪」・働き方 改革も準備」(朝日新聞2017年1月19日)。
- (33) 報道関係者と性暴力の被害者が話し合ってまとめた『性暴力被害取材のためのガイドブック』(性暴力と報道対話の会)がインターネット上に公開された。この小冊子では、性暴力被害取材を行う報道関係者が注意すべきこと、また、被害者である当事者が取材を受ける時に知っておくとよいことがまとめられている。報道機関による二次被害を防止するうえで、本小冊子は極めて重要なものとなるであろう。http://siab.jp/heart/wp-content/uploads/2016/12/2016_12_01_b.pdf
- (34) 潜在化しやすい性犯罪に対し、警察庁は来年度 から、全国共通の性犯罪被害相談ダイヤルを開設

する方針を固めた。被害者対策を専門とする女性 警察官らが相談に応じることで、被害者の心理的 な負担を軽減することを狙いとしている。(「性犯 罪相談、4桁ダイヤル…警察庁が来年度開設」読 売新聞2016年12月13日)。

- (35) 法制審議会—刑事法(性犯罪関係)部会 第1 回(平成27年11月2日)。
- 36 DV加害者プログラムに参加した男性の一人が、「日本はDV国家です。アウェアで妻を対等・平等に見る価値観を学んでも、アウェアから1歩出たら、女性を見下す価値観や状況が待っているから、そんな中で自分を変えることはとてもむずかしいことです」(山口のり子『愛を言い訳にす
- る人たち』梨の木舎、2016年、146ページ)と述べている。また、本稿の土台となる三重大学人文学部公開ゼミ「『性犯罪厳罰化』の内容を検討する」の受講者の一人が、「自分が子供の頃と異なり、今、日本で生活していたら、性犯罪の誘惑に負けてしまうかもしれない。そのぐらい、女性を性的に扱う情報が日常にあふれてしまっている。」という趣旨の感想を述べた様に、現在の日本社会は、性犯罪に断固たる姿勢を示しているとは言えないという印象を持つ。
- (37) ジョン・クラカワ― (菅野楽章訳)『ミズーラ 名門大学を揺るがしたレイプ事件と司法制度』亜 紀書房、2016年。